

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
がと日
がと日
の翌日)

規則

目次

◇規則	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課）
◇告示	鳥取県建築基準条例第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の知事が定める基準（〃）
◇人委規則	職員の懲戒の手続及び効果に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）
◇企業局	鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程（総務課）
◇管理規程	企業局企業職員に給与に関する規程の一部を改正する規程（〃）
◇病院局	鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程（総務課）
管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（〃）
◆鳥取県建築基準法施行細則のあらまし	
一 特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る制限の特例の認可申請書の様式及び添付書類を定める」へとした。（第十三条第二項、新様式第八号関係）	
二 道路位置指定申請書等への押印の義務付けを廃止する」とした。（様式第一号中「(工事監理者)」を「(設計者、工事監理者)」に改め、同様式備考を次のように改める。	

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十一年十月十一日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第六十七号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「様式第六号及び様式第七号」を「様式第五号及び様式第六号」に改める。

第十三条第二項中「様式第九号」を「様式第七号」に改め、同条に次の二項を加える。

◆鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

一 特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る制限の特例の認可申請書の様式及び添付書類を定める」へとした。（第十三条第二項、新様式第八号関係）

二 道路位置指定申請書等への押印の義務付けを廃止する」とした。（様式第一号中「(工事監理者)」を「(設計者、工事監理者)」に改め、同様式備考を次のように改める。

一一号～様式第四号、新様式第五号、新様式第七号、新様式第八号関係）

三 その他所要の規定の整備を行つ」とした。

四 この規則は、公布の日から施行する」とした。

平成11年10月12日 火曜日

鳥取県公報

備考1 届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第11号「様式第3号」や「様式第3号（第5条関係）」、「殿」や「様」に於
る、回数式標記を次のとおり記入。

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 ※印欄は、記入しないでください。

3 10欄から14欄までは、調査者が記入してください。

様式標記を次のとおり記入。

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 ※印欄は、記入しないでください。

3 5欄及び8欄から10欄までは、検査者が記入してください。

様式標記を次のとおり記入。

様式第5号（第8条関係）

道 路 位 置 指 定 申 請 書

鳥取県知事 様

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名
印

備考1 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

2 ※印欄は、記入しないでください。
添付書類は2部提出してください。

様式第4号「様式第7号」や「様式第6号（第8条関係）」、「
殿」や「様」に於る、回数式標記を次のとおり記入。

様式第7号（第13条関係）

建 築 許 可 申 請 書

鳥取県知事 様

鳥取県建築基準条例第3条ただし書の規定による許可を申請します。

年 月 日

申請者 氏名
印

5 申請道路が接する道 路の幅員	公道 県道 市町村道	m	私道 法42条1項3号 法42条2項5号	m
6 申 請 理 由				
7 建造完了予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
※ 檢査見 え	※ 受付欄	※	理 欄	
	年 月 日		告示番号 第 号	年 月 日
第 号			係員 印	

1 建造主住所 氏名 印 電話 () 番	2 図書作成者住所 氏名 印 電話 () 番	3 申請道路 幅員 m m m 長さ m m m 延長 m	4 地域 区域
鳥取県知事 様			
年 月 日	申請者 氏名 印		
1 建造主住所 氏名 印 電話 () 番			

		年 月 日	申請者 氏名	印
2	代理者住所氏名	電話 () 番	電話 () 番	
3	設計者資格住所氏名	電話 () 番	電話 () 番	
4	工事施工者住所氏名	電話 () 番	電話 () 番	
5	地名、地番 位置 災害危険区域の 名称			
6	用 途			
7	工事種別 構 築 建 築 面 積	年 月 日 着手 完了	年 月 日 着手 完了	
8	その他必要な事項			
※ 許 可 条 件	※ 処 理 欄	※ 許 可		
※ 土 木 事 務 所 受 付				
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号		

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号（第13条関係）

年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。	
2 ※印欄は、記入しないでください。	
3 添付書類は2部提出してください。	

認定申請書

鳥取県知事

鳥取県建築基準条例第 条第 項（ただし書）の規定による認定を申請します。

年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。	
2 ※印欄は、記入しないでください。	
3 添付書類は2部提出してください。	

認定申請書

認定申請書

認定申請書

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百五十五号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号。以下「条例」という。）第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の知事が定める基準を次のように定め、平成十一年十月十二日から施行する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一条例第六条第一項ただし書の知事が定める基準は、建築物の主要な出入口の面する側の敷地が次のいずれかに該当するものに接することとする。

1 公園、緑地、広場等の広い空地

2 農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）

二 条例第六条第二項ただし書の知事が定める基準は、建築物の主要な出入口の面する側の敷地が、条例別表第一第一号に掲げる建築物にあつてはその敷地の外周の長さの六分の一以上、同表第一号から第四号までに掲げる建築物にあつては三メートル以上次のいずれかに該当するものに接することとする。

1 公園、緑地、広場等の広い空地
2 農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）

人 事 委 員 会 規 則

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の懲戒の手続及び効果に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部改正)

第一条 職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の懲戒の手続、効果等に関する規則

第一条中「職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号」を「職員の懲戒の手続、効果等に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号」に、「第五条」を「第六条」に、「基き」を「基づき」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「職員の懲戒の手續及び効果に関する規則」を「職員の懲戒の手続、効果等に関する規則」に、「第三条」を「第四条」に改める。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委

員会規則第三十四号) の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」を「職員の懲戒の手続、効果等に関する条例」に、「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第四号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「ついては」の下に「、地方公務員法第二十七条及び第二十八条、職員の休職の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号)及び職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則(昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第二号)並びに」を加える。

第十条を次のように改める。

(懲戒)

第十条 職員の懲戒については、地方公務員法第二十七条及び第二十九条、職員の懲戒の手続、効果等に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)及び職員の懲戒

戒の手続、効果等に関する規則(昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第八号)の定めるところによる。ただし、職員の懲戒の手続、効果等に関する規則第三条の規定は、適用しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第五号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十一月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「給料の月額」の下に「、これに対する調整手当の月額」を加え、「住居手当」を「特地勤務手当」(これに準ずる手当)を含む。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道
号) の一部を次のように改正する。

鳥取県病院局管理規程第四号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「ついては」の下に「、地方公務員法第二十七条及び第二十八条」を加える。

第十三条を次のように改める。

（懲戒）

第十三條 職員の懲戒については、地方公務員法第二十七条及び第二十九条、職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）並びに職員の懲戒の手続、効果等に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第八号）の定めるところによる。ただし、職員の懲戒の手續、効果等に関する規則第三条の規定は、適用しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成十一年十月十二日

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第五号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「、住居手当の月額」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。